

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年3月31日

徳島市監査委員 笠井 寿 範
同 藤原 晃
同 須見 矩 明
同 藤田 真由美

定期監査結果報告書

第1 監査の対象

1 対象部課等

都市建設部 都市建設政策課、都市整備室、道路建設課、道路維持課、建築指導課、
公共建築課、住宅課、公園緑地課、河川水路課

2 対象期間等

令和7年4月1日から令和7年12月31日までに執行した財務に関する事務

第2 監査の実施期間

令和8年1月16日から令和8年3月26日まで

第3 監査の方法

財務に関する事務の執行が法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

特に、契約事務について、契約の方法、手続、締結及び履行を重点項目と定め、監査を実施した。

監査を実施するに当たっては、徳島市監査基準に準拠し、必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照合その他通常実施すべき監査手続により原則として試査によって実施した。

第4 監査の結果

都市建設部における財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、一部に次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。当該指摘事項について、必要な措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な事項については、口頭により改善を求めた。

改善・検討を要する事項（指摘事項）

指摘事項件数一覧表

	収入事務	支出事務	契約事務	財産管理	手当・その他	合計
都市建設政策課 都市整備室						0
道路建設課	2					2
道路維持課				1		1
建築指導課						0
公共建築課						0
住宅課	4	2		1		7
公園緑地課		1		1		2
河川水路課	1	1		1		3
合 計	7	4	0	4	0	15

○道路建設課

1 行政財産の目的外使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。（収入事務）

- ・電力供給のための電柱、支線設置（川西排水機場）

使用期間：令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

使用許可：令和7年10月1日

納入期限：令和7年10月3日

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項本文により、行政財産の使用料は前納とすると定められているが、納入通知書に記載された使用料の納入期限が使用開始日以降の日付であり、前納となっていなかった。

行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

2 行政財産の目的外使用料について、徴収時期が適正でないものがあった。（収入事務）

- ・電力供給のための電柱、支線設置（川西排水機場）

使用期間：令和7年10月1日から令和9年3月31日まで

使用料：木柱 180円×1本×1.5年＝270円

支柱 180円×2本×1.5年＝540円

1年6月分の使用料を一括徴収していたが、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度ごとに、使用開始後1月以内に徴収すべきである。

○道路維持課

3 法定外公共物の占用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。（財産管理）

- ・徳島市論田町大江18-1先の電柱1基、支柱1基

許可日：令和7年9月30日

占用期間：令和7年10月6日から令和13年3月31日まで

納入期限：令和7年10月31日

徳島市法定外公共物管理条例第11条第4項により、法定外公共物の占用料は、占用の開始の日の前日までに徴収するのが原則であるものの、納入期限を占用開始後としているものがあった。

徳島市法定外公共物管理条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

○住宅課

4 住宅使用料等の納入通知書を送付できていないものがあった。（収入事務）

市営住宅使用料等を口座振替により納付している入居者に対しては、4月1日付けで口座振替通知書を送付するのみで、会計規則第23条第1項に規定する納入通知書を送付していなかった。

会計規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

5 住宅使用料等の納入通知書に納入期限が記載されていなかった。（収入事務）

市営住宅使用料等納入通知書は本市開発の市営住宅管理システムから発行しているが、会計規則第23条第2項により、納入通知書には納入期限を記入しなければならないところ、その様式に納入期限がなかった。

会計規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

6 住宅使用料と共益費の調定手続が遅れているものがあった。（収入事務）

- ・令和6年度分の滞納繰越分が10月1日付けで調定されていたが、出納整理期間終了後速やかに行うべきであった。平成25年度の監査において、口頭により改善を求めているところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。

- ・入退居や減免により賦課額を変更したとき、現年度当初賦課額の変更調定を行うべきだが、10月1日、12月1日付けの2件のみしかなかった。少なくとも毎月月初には、前月中の入退去や減免等の内容を踏まえ調定額の増減がないか確認し、必要に応じて調定額の変更決裁をとられたい。

7 出納員領収書の取扱が適正でないものがあった。（収入事務）

- ・出納員領収証（敷金3冊、住宅使用料等8冊）

領収書原符の「出納員」欄には出納員、「払込確認」欄には分任出納員が押印すべきであるが、その押印がなかった。

平成25年度及び平成28年度の監査において、口頭により改善を求めているところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。

8 物品購入決裁について、購入契約締結権者の決裁を受けていないものがあった。（支出事務）

- ・市営住宅管理用品（令和7年11月17日、44,247円、蛍光灯・点灯管を購入）
3万円を超える消耗品の購入契約であるため、事務決裁規程別表第2の3財務関係事項の(2)その他の財務に基づき、購入契約締結の決裁権者を「契約監理課長」とすべきところ、「住宅課長」としていた。
事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

9 契約に係る請書及び見積書がないものがあった。（支出事務）

- ・市営北島田住宅10棟、12棟ごみ処理業務（110,000円） 他3件
徳島市契約規則第27条第2項により、10万円を超える契約については、請書等を徴収する必要があるが、徴収できていなかった。
- ・空き家相談会チラシ作成業務（37,400円）
徳島市契約規則第27条第3項により、契約金額が10万円以下のときは、見積書をもって請書等に代えることができるが、正式な金額が記載された見積書を徴収できていなかった。
徳島市契約規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

10 使用料の免除に係る手続が適正でないものがあった。（財産管理）

- ・都市ガス（許可期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで）
ガス管（支管・供給管）の埋設に係る使用料免除について、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を使用許可する場合、徳島市営住宅条例施行規則第15条に基づき適用する、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例施行規則第2条によると、減免申請書を提出させる必要があるが、提出なく免除しているものがあった。
また、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例施行規則第2条但し書に「市長が特別の事由があると認めるときはこの限りでない」とあるが、過去に減免申請書の省略に関して決裁されていないことから、対応について検討されたい。

○公園緑地課

11 修繕決裁書の全件が1者随契であり、決裁書に契約方法、その理由及び根拠法令が記載されていないものがあった。（支出事務）

- 物品及び施設修繕の全件について、見積書が1者しか取られておらず、1者随意契約とする理由が決裁書に記載されていないものがあった。また、契約金額は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号に定める額以下であるが、根拠法令が記載されていないものがあった。
- 平成25年度及び平成28年度の監査で、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。

12 備品の管理が適正でないものがあった。（財産管理）

- 抽出により備品を確認したところ、適正に管理されていないものがあった。
- 廃棄処理が未実施のもの：ストロボ（備品番号157921）
備品シールの貼付がない：プラニメーター、ビデオカメラ（備品番号073637、140767）

令和4年度の監査で、口頭により改善を求めていたところであるが、是正、改善のための努力・検討がなされていないと認められるため、指摘事項とした。

○河川水路課

13 督促状を発していないものがあった。（収入事務）

法定外公共物の占用料について、納入期限までに完納されていないにもかかわらず、税外収入金の督促及び延滞金の徴収に関する条例第2条第1項に基づく督促状を発していないものがあった。

令和4年度の監査においても指摘していたが、改善がなされていなかった。

14 決裁権者が適正でないものがあった。（支出事務）

・新町川浄化用水場運転操作業務委託（委託料 5,033,600 円）

事務決裁規程別表第2の3の(1)歳出予算の執行に基づき、1件500万円を超える定例的な委託料の決裁権者は「部長」であるものの、「課長」となっていた。

事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。

15 法定外公共物の占用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。（財産管理）

・徳島市川内町平石古田32-1の仮設鉄板 9.0 m²

許可日：令和7年6月20日

占用期間：令和7年7月15日から令和7年8月14日まで

納入期限：令和7年7月31日

徳島市法定外公共物管理条例第11条第4項により、法定外公共物の占用料は、占用の開始の日の前日までに徴収するのが原則であるものの、納入期限を占用開始後としているものがあった。

徳島市法定外公共物管理条例に基づき、適正な事務処理を実施されたい。